

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や景観法等の他の法令・条例に基づき指定等がなされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物についても、その価値に基づき適正に維持・管理する。

また、歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する主要な要素であることから、積極的な公開、活用を図ることにより歴史的風致の維持向上に寄与することが期待される。公開にあたっては、外部のみだけでなく可能な限り内部の公開に努めることとするが、所有者等の生活や活動の場を阻害することのないよう十分に協議し実施する。

さらに、歴史的風致形成建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の記録・保存・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持・管理にあたって NPO 法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

2 既往制度の指定状況に応じた個別の事項

(1) 県及び市の指定文化財

県及び市の文化財として指定を受けているものは、神奈川県文化財保護条例または小田原市文化財保護条例に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

具体的には、建造物の外観及び内部ともに現状保存を基本とし、維持・管理のための修理については、痕跡に基づく修理を原則とするとともに、周辺の歴史的風致の維持向上について、十分に配慮するものとする。

また、活用のために必要な防災上の措置等については、歴史的価値の保存に支障のない範囲で実施するものとする。

なお、民間が所有するものの修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会などにより必要な技術的指導を行うものとする。

(2) 国の登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財は、主に外観の文化財的な価値を担保するために適切な維持・復原等を行うとともに、同法に基づく届出制度を活用し、現状変更の規制の範囲内において改修等に関する指導・助言を行う。

登録有形文化財は、歴史的風致の維持向上の観点から、登録有形文化財の外観を対象に、現状の維持・復原を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存に係る協力を求めるものとする。

(3) 景観重要建造物

景観法に定める景観重要建造物は、同法に基づく許可制度等を活用し、現状変更の規制及び改修等に関する指導・助言等を行う。

景観重要建造物は、歴史的風致の維持向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存に係る協力を求めるものとする。

(4) その他保存活用の措置が必要な建造物

小田原ゆかりの優れた建造物及びその他歴史的風致を形成すると認められる建造物のうち、他法令による保護等の措置が講じられていない建造物については、調査を実施し、その価値を明らかにするとともに、文化財や景観重要建造物の指定等に努め、適切な維持・管理を促すものとする。これらの建造物は、歴史的風致の維持向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とし、必要に応じて復原を図る。

なお、国の登録有形文化財、景観重要建造物を含めこれら外観保存を基本とする建造物の修理等については、保存活用のために必要な部分的改修や復原も認め、内部についても活用のために必要な改修を認めるものとする。ただし、道路から通常望見される建造物の外観は、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討を行うこととし、特に増築が必要な場合は道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

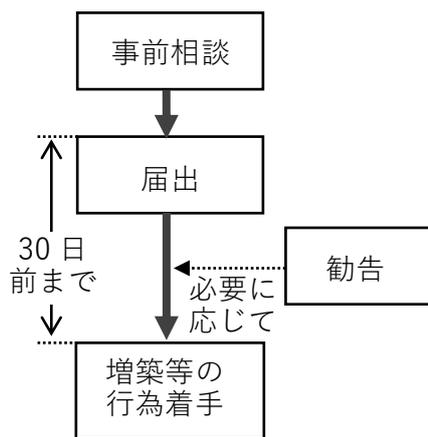
3 現状変更に伴う届出等の手続き

(1) 届出等の手続き

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする所有者は、歴史まちづくり法第15条第1項の規定に基づき、行為に着手する日の30日前までに市長に届け出なければならない。

現状変更を行う場合、所有者は市に事前の相談・協議を行い、市は現状変更の内容を事前に把握するとともに、適切な変更が行われるように指導する。

市は届出書の内容を確認し、適切な現状変更が行われていないと判断した場合は、必要に応じて所有者に対して勧告を行い、行為の是正に努める。



8-1 手続きの流れ

(2) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第15条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ② 小田原市文化財保護条例第3条の規定に基づく小田原市指定重要文化財について、同条例第10条の規定に基づく現状変更等の承認の申請を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可の申請を行った場合

